



梅が咲き、河津桜が咲き、クリスマスローズも咲き始め、チューリップも芽を出しました。いろいろあった年が過ぎて新しい春が始まります。しかし、社会は混乱を深め、戦争も終わらず、災害が頻発しています。物価は上がり、収入は上がらず、IT化が進んでどのように対処したら良いかわからないようになってきました。銀行も減り、郵便局では無料でコインをATMに預けられなくなりました。景気が悪くなったので、全て合理化です。個人商店や飲食店もすつかり減ってきて、チェーン店ばかりです。社会を挙げて生き残り算段です。

かたや高齢者は、どのように対応したら良いかわからず右往左往です。今まで通りの生活を営もうとしても、近くに店がなくなり、ネットで操作してと言われてもわからず、家に籠ってしまいうようになりました。子どもや学生たちは高額なゲームやスマホにはまり、外に出なくなりました。主婦は少しでも安い物を買おうと探し回っています。社会人は、PCやスマホに時間を費やして目疲れの中、安易な食事を摂っています。男性たちのコミュニケーション能力は進まず、仕事での軋轢を感じています。壮年や実年のPC能力は諸外国に比べてかなり劣っており、日本経済と企業の将来性は危ないようです。

「生きる力が弱い！」が私の感想です。社会環境、自然環境、世界の變動に対して、生き残れなければ貧しく苦しく辛い生活が待っています。その覚悟はあるのか、と言えればあまりないように思われます。

私の子供時代は、皆が貧しく、美味しい物を食べ綺麗な服を着るなどは考えてもみませんでした。しかし、大学の学費は年1万5千円、奨学金は月1万8千円、家庭教師やアルバイトでアルバイト代や食費を払い、週2回の銭湯以外は、60センチの洗面台で身体や頭を洗っていました。収入があると米、インスタントラーメン、魚肉ソーセージを買い、もやしやキュウリや納豆などは都度購入です。必死に生きていました。

趣味も多く、遊びも多く、馬鹿なことをやることも多く、友達とは夜通しトランプをして大家に出て行けと言われました。何であんなに時間があつたのかと思います。それでも会計学だけはかなり勉強して、試験の時には私の周りに数十人が取り囲んでいました。生存競争に強そうな人の周りに人が集まるのか、と思ったものです。その私が歳を取り、好々爺になりつつあります。皆さん、強くあってください。

事務長 柏崎久雄

感染症で受診される方へ

発熱やくしゃみ・咳症状のある方、水ぼうそう等伝染性疾患のこどもの方は、入口、待合室・診察室、会計の流れが異なります。また、トイレ後のハンドソープによる手洗いにご協力ください。

★ 入口

正面入口横の中央通路のインターホンを押してください。

★ 待合室・診察室

2階の、第二待合室です。

★ 会計

疾患によっては、廊下会計となる場合があります。

ヨーゼフのキャンペーン

ファイバー、TRC1000、
バイオラシム、オリーブ葉エキス
ペプタブ

3月1日(水)~5月1日(月)

聖書を読む会 3/14(火)13:40~

- * 新型コロナウイルスの感染が警戒されています。これまで同様、院内に入る前にマスクを付け、入り口に置いてあるアルコール消毒薬で手を十分に殺菌してください。周りの人にご配慮ください。トイレは待合室毎に指定の所をご利用ください。
- * 3月10日(金)は院長が出張の為、午後は3時からの診察になります。
- * 発熱外来と新型コロナウイルス検査は14時から15時10分まで、電話予約が必要です。来院時は裏のインターホンでお知らせください。コロナ検査だけの方は一階奥に設けた特別検査室で行います。通常診察は、この時間も並行して行います。
- * 予約診療を来院による普通診療と並行して受け付けています。ウエブ問診も始まっています。受診時に記入する問診票を事前入力できます。非常に忙しく、オンライン診療と電話再診の利用枠を減らします。ご理解ください。
- * 病児保育は、他院で受診しても、当院院長の診察を必須条件として利用していただけます。

＜ 知っておくべき死後の手続き ＞

最近高齢者が亡くなることが多く、火葬場が混んでいて火葬までに10日くらいかかるそうです。2022年10月号では、「健康で支障のない高齢者の生き方」を取り上げましたが、人間はいつかは死ぬものです。今回は、死後の手続きについてまとめてみます。遺族にとって肉親の死はショックであり、対応に困惑しますが、それにも関わらず速やかな対応が求められるのです。また、自分が死ぬとは思わずに準備や必要事項を伝えていないことも多く、遺族がどうしたら良いかわからずにパニックになって体調を崩してしまうこともあるのです。

A. 葬儀とは

葬儀とは死者を弔う儀式であり、その死を確認し、悲しみ、悼む、遺族と故人との別れの式です。更に、その死の先の極楽、天国への凱旋を確認して、遺族を慰めることも大事なものです。

遺骨を埋葬するのは、都道府県に認可された正式な墓地のみ認められ、勝手な場所に埋葬すると法律違反になります。死んだとしても人間の尊厳を大事にするのです。遺骨を自宅に置くことはできません。死生観によっては、遺骨遺灰を海に撒く、山林に撒くということもあります。ただ、故人の宗教観を無視して、遺族の都合、経済事情、死生観などによって葬儀を行うことは慎むべきです。

B. 葬儀まで

1. 死亡診断書

病院で亡くなった場合や自宅等で医師が立ち会って亡くなった場合には、死亡診断書がすぐに交付されます。この書類がないと、死亡届や火葬許可証も交付されません。

事故死や突然死などは警察に連絡して、検視の後に「死体検案書」を受け取ります。

死亡診断書は3千円～1万円くらいですが、死体検案書は遺体の運搬・検視・保管などによって料金が高くなり、3万円～10万円ほどかかります。

死亡診断書の左側の頁に死亡届があります。黒のボールペンで書きます。一枚しかなく書き直しができないので、記載内容をよく読んで楷書で記入します。できれば、コピーをして書いてみると良いでしょう。なお、本籍とは番地まで入れたもので、本籍地とは戸籍簿を管理している市町村です。住民登録地と本籍とは違います。

死亡届は、受け取った日から7日以内に本籍地・居住地の役所に届けます。提出する前に10枚くらいのコピーを取っておき、保険会社や銀行その他の届け出に用います。届けられるのは、故人の親族などに限られ、期限内に届けないと5万円以下の過料が取られます。

2. 葬儀社との打ち合わせと葬儀の連絡

病院からは、直ぐに遺体を搬出することを求められます。簡単な遺体処理はされていますが、十分なものではないので、体液や血液が漏出することがあり、専門の車や保管施設が必要なので前もって依頼する葬儀社を調べておいたほうが良いでしょう。火葬までに日数がかかる場合が多いので、最近では自宅その他で保管することは不可能だと思われま

す。葬儀社とは、直ぐに火葬場の手配をしてもらい、葬儀のできる日と時間を確認して、通夜と葬式と火葬式の日取りを決めます。火葬許可申請書は葬儀社が代行してくれます。火葬式はキリスト教では牧師が火葬場に出向いて行います。日取りがすぐにとれる場合には、葬儀の内容を詳細に至るまで葬儀社と打ち合わせて決めなければなりません。葬儀にどのくらいの人が参列するかで、会場や規模、準備するものが全く違ってきますので、気を付けなければなりません。

葬儀社は、その案内用紙をすぐに作成してくれるので、それをもとに親族や会社、友人知人に連絡をします。その時に、葬儀に参列できるのかどうか、なるべく確認しておいたほうが良いでしょう。退職している人や高齢者は、親族以外の列席は少ないものです。故郷が遠いと親族、知り合い友人の参加も少なくなります。働いていた人は仕事関係の参列者が多くなります。中高在生学生の場合には、参列を希望する人は非常に多くなるのですが、香典・お花料は出しづらくなるので、それは必要ないなどと学校に伝えておく配慮が必要です。

葬儀に掛けられる予算を伝えておくことも重要です。香典は半額返しとしても大事な収入源ですが、その香典返しの葬儀社からの請求は使用した分だけのものであることが現代では普通です。

※ 葬儀社の選択

肉親の死に動揺している時に葬儀社を選ばなければなりません。その病院の御用葬儀社もありますが、概して高い費用を請求されることがあります。前もって、探しておくことが大事です。

「安心、安い、丁寧」などの宣伝文句はどんな商いでも使う言葉なので、信用してはいけません。「最安〇万円！」などとあっても、実際には高い物を強引に押し付けられる場合が多くあります。俳優が出るテレビコマーシャルを見て、イメージで良いと思う人は詐欺にも遭い易いでしょう。「それだけの宣伝費用を掛けて安くなるはずがない」と私は考えてしまいます。

① 長く営業している。葬儀社であるには多額の投資と設備が必要です。新しい会社は、短期的に投資資金を回収しなければ、倒産してしまいます。葬儀ディレクターにも経験が必要です。

② 明細のはっきりとした見積書を示し、それを超える場合を説明してくれる。

③ パンフレットや資料がきちんとしていてわかりやすい。

3. 葬儀の準備

a. 家族葬：自宅葬、火葬場葬、集会場、葬儀場、宗教施設

b. 仏式葬

c. 宗教葬：教会葬、神道葬、その他の宗教葬、無宗教葬

宗教によって、納棺の様式が異なります。故人の身体を洗い清めることは、病院では基本的にしてくれますが、地域によっては湯灌、死に装束へお着せ替え、死に化粧を遺族が行うことがあります。現代では、死に装束を着せることは殆どなく、葬儀社に故人を装う愛用の衣服を着せてもらい、簡単な化粧をしてもらいます。

故人或いは喪主の所属する宗旨・宗派に葬儀を依頼するか、葬儀社の紹介を求めるか確認しておく方が良いでしょう。宗旨・宗派に自分で具体的に相談する場合、正直に状況と希望を述べた方が良いでしょう。戒名や位牌が必要かどうかを伝えます。そういうことは、生前、元気な時に対応、相談しておくことが大事です。相談することによって、どんな僧侶・神主・牧師なのかわかってきます。宗教者とはそのような疑問や質問に答えるのが仕事なので、丁寧に教え答えてくれないところには頼まない方が無難でしょう。創価学会では僧侶を呼ばないで友人葬を行うことがあります。

① 通夜、前夜式

故人との別れを確認し、その思い出を確認する儀式で、親しい人々が集い、昔は通夜、つまり夜通し思い出を語り合うことがありました。それで通夜振る舞いと言って食事やお酒を提供していたのです。喪主が遺体の棺の横で寝るということもありました。最近では、仕事帰りに弔問に来るので通夜の参加者の方が多い傾向にあり、葬式・告別式と殆ど同じ内容になっています。

② 葬儀、告別式

火葬前の故人との最後の別れをするために弔う儀式です。

③ 出棺、火葬

葬儀場から霊柩車に遺体を乗せて見送ります。昔は行列をなして歩き、弔いを示しましたが、同じように車を連ねてゆっくりと進みます。他の車は、この車列に入り込まないように注意しなければなりません。火葬場に伴うのは遺族や近親者、親しい友人です。

火葬される時が遺族にとって最も悲しい時です。遺骨になるまでの1時間半ほどを食事を取りながら、故人の思い出や遺族の慰めの時を持ちます。

④ 納骨

墓地に納骨するまでは骨壺は自宅などに保管します。墓地を新しく作る場合でも、既にあるお墓でも墓碑に記名するには日数が掛かります。墓地管理者の立ち合いのもとで行います。

4. 葬儀の実際

① 香典

香典の表書きは、仏式ではご仏前、ご香料、ご霊前、キリスト教ではお花料、神式ではお榊料などとなっています。香典袋の中の封筒にお札を入れ、その裏に金額を書きます。外国人が、札をそのまま受付に渡した例がありました。参加したい思いが優先したのでしょうか、そういう人の為に使われていない香典袋を用意したほうが良いのかと驚きました。

② 受付係

故人の職業・年齢・立場によって参列者・弔問客の種類や人数が異なります。そして、場合によっては弔問客が特別な立場にいる人である場合もあります。単に受付をするだけでなく、記入された芳名帳や用紙の内容を理解し対応を配慮する受付の長を配置しておいたほうが良いでしょう。

受付には、芳名用紙と香典を受け取る担当と、裏でその納入額と記入された金額を確認する係が必要です。過去に受付に紛れ込んだ詐欺が香典を持ち逃げした事件がありました。葬儀社では、受付や金額の確認はしないので、信頼できる人を配置しておく必要があります。その中には、親族がいたほうが良いでしょう。その他は、葬儀社が担当してくれます。香典は、金額を確認した上で葬儀社が預かってくれます。

③ 式場における席の位置

遺族は、祭壇に向かって右側最前列に座り、焼香や献花の時に挨拶を返します。左側も最前列は親族や来賓のような人が座るので開けておいたほうが良いでしょう。儀式として席位置は意味があるので注意しておいたほうが良いでしょう。立っているのはやめたほうが良いでしょう。

④ 焼香や献花

宗旨や宗派によって厳密には異なりますが、現在では弔問客にそれを要求することはないと思います。故人を悼み、遺族を慰める気持ちをもって参加しましょう。

⑤ 服装

通夜・前夜式では仕事帰りなどもありますので、黒に近い落ち着いた色の服に白いシャツで構いませんが、色物は避けるべきです。葬式・告別式では喪服を着るほうが良いでしょう。儀式というのは、その風土や宗旨にそったものなので、国外のマナーを持ち込むべきではありません。

⑥ 供花、別れ花

最近ではキリスト教式でなくても、葬儀の後で棺の遺体の周りに花を添えるようになりました。遺族や親しい方は顔の周辺、その他の方には身体の方に添えていただきます。この時、話しかけたり感情的にならずに静かに添えていただきたく願います。遺族にとっては最も悲しい時です。

⑦ 遺族への慰めや声掛け

遺族は悲しみや戸惑いを抑えて葬儀に臨んでいます。周囲の人が感情的になると、いろいろな面で混乱が起こります。慰めは後日でも良いのではないのでしょうか。

⑧ 進行

通夜・前夜式は、あまり時間や進行を気にする必要はありません。葬式・告別式はその後に出棺や火葬場の都合があり、時間が限られています。葬儀場の人が配慮してくれます。

⑨ 子供たち

遺族や弔問客の連れた子供たちが泣いたり騒いだりすることは、生活の諸事として静かに対応したら良いでしょう。大人が興奮して押さえつけることは却って葬儀の尊厳を損ないます。騒ぐ子供は式場の外に連れ出してください。

C. 公的手続き

葬儀社がその説明書を用意している場合もあります。期限があり、援助金や保険金もあるので速やかに対応したら良いでしょう。行政書士は、その手続きを代行してくれます。

D. 遺産処理

遺品・遺産処理も代行してくれる業者があります。心身共に疲れている遺族にとって、遺産配分の明確さにもなり、トラブル回避からも任せたいほうが良い場合も多くあります。

〔牧師として〕 私はキリスト教の牧師を40年しており、多くの葬儀を司ってきました。死に際して、その人の人生の在り様の縮図が見られるようです。天国への凱旋のような葬儀、悲しくて辛くてたまらない葬儀、どのように対応してよいかわからない葬儀もありました。時間が経つと、それぞれの人の足跡を懐かしく思い出します。感想としては、多くの人が自らの死の準備と配慮、自らの生き方のチェックをしていないことが心配です。

〈 診療時間 〉

月曜～金曜 (午前8時30分～11時30分、午後2時～5時10分)

土曜 (午前8時30分～11時30分、午後2時～4時30分)

休診日 木曜、日曜、祝日、年末年始

- ・各種健康保険取扱機関
- ・生活保護指定機関
- ・介護保険取扱機関
- ・特定疾患取扱機関
- ・結核予防法指定機関
- ・自立支援医療機関
- ・身体障害者認定医
- ・各種健康診断
- ・小中台小学校校医
- ・栄養医学(分子整合医学)



(携帯サイトへ)